

第 3 次豊田市子ども総合計画案の変更点

1 計画の位置づけ（P4、82、138）

子どもの貧困対策の推進に関する法律が改正され、市町村においても子どもの貧困対策計画の策定に努めるものとされることから、第 3 次子ども総合計画に子どもの貧困対策法に基づく「子どもの貧困対策のための計画」を位置づけます。

2 評価のしくみと評価指標（P134、135、137）

- ・「計画全体」の評価指標として設けた、取組方針ごとの指標については、上位計画である第 8 次豊田市総合計画の指標の捉え方と整合性を図るとともに、アウトカム指標では、社会情勢など外的要因に起因した数値の変動がみられるため、具体的な数値は設定せず、めざす方向を示すこととしました。
- ・「重点事業群」については、各個別事業の実施状況に基づき、事業効果を横断的に判断し評価を実施します。
- ・取組方針 I の評価指標に「子どもの相対的貧困率」を追加しました。
- ・取組方針 V の評価指標の「地域の子どもの居場所づくりに参加した人数」を削除しました。

3 軽微な文言等の修正

文章表現については、一部でより分かりやすい適切な表現に変更しています。